

出雲圏域県管理河川に関する  
減災に向けた地域の取組方針

平成 30 年 3 月 19 日

出雲圏域県管理河川に関する減災対策協議会

〔 出雲市、国土交通省出雲河川事務所  
気象庁松江地方气象台、島根県出雲県土整備事務所 〕

## 目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 減災のための目標
4. 概ね5年で実施する取組
5. フォローアップ

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生する事態となりました。今後も気候変動の影響により、このような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申があり、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

このビジョンに基づき、県内の一級河川については、直轄管理区間を対象として、平成 28 年に国・県・沿川市町等と協働で減災対策協議会を設立し、減災のための取組を推進しているところです。

そのような中、平成 28 年 8 月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方の中小河川で甚大な被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では、要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

これを機に、平成 29 年 1 月、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」として、都道府県管理河川においても、河川管理者と市町村長等による減災対策協議会の設置の促進等が答申され、平成 29 年 6 月に施行された改正水防法では大規模氾濫減災対策協議会制度が創設されたところです。

これを踏まえ、県管理河川においても、国・県・市などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、その対策を計画的に推進する「出雲圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

本協議会では、出雲圏域の氾濫特性を踏まえた洪水被害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を取りまとめたところです。

今後は、毎年出水期前に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととします。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりです。

構成機関	構成員
出雲市 国土交通省 中国地方整備局 気象庁 島根県	市長 出雲河川事務所長 松江地方気象台長 出雲県土整備事務所長
オブザーバー	
島根県 防災部 防災危機管理課 島根県 土木部 河川課 国土交通省 中国地方整備局 河川部	

### 3. 減災のための目標

本協議会で概ね5年(平成33年度まで)で達成すべき目標は以下のとおりとします。

#### 【5年間で達成すべき目標】

中小河川等の洪水被害に対し、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施します。

1. 水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現
2. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

## 4. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

### ■ 水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	<b>水害危険性の周知促進</b> ・新たに水位周知河川を指定し公表	神戸川（県管理）	平成31年度末 までに実施	島根県
2	<b>想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知</b> ・浸水継続時間、家屋倒壊等想定氾濫区域を設定し公表	神戸川（県管理）	平成32年度末 までに実施	島根県
3	<b>水害ハザードマップの改良・周知</b> ・想定最大規模降雨の浸水想定に基づく水害ハザードマップの改良・周知	神戸川（県管理）	平成33年度 から実施	出雲市
4	<b>避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定</b> ・情報伝達演習等を通じ、改善を進めながら定着を図る	神戸川（県管理）	平成32年度の出水期 までに水害対応タイムラインを作成 (適宜、改善を実施)	協議会全体
5	<b>洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの構築）</b> ・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る	神戸川（県管理）	平成32年度末 までに実施	島根県 出雲市
6	<b>避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実</b> ・次期水防情報システムの開発、雨量計、水位計等の更新により県民向け情報提供の充実等を図る  ・防災気象情報の改善を図り、危険度やその切迫度を分かりやすく提供	圏域（出雲市）	平成30年度末 までに実施	島根県 気象台

7	<b>水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域モデル河川で検証した上で、順次拡大を図る</li> </ul>	圏域（出雲市）	平成 30 年度から 順次実施	島根県 出雲市
8	<b>出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座により水防情報の入手、活用方法等について周知</li> <li>・防災講演や訓練などの支援、防災イベントの開催など</li> <li>・広報紙等を活用した情報発信</li> <li>・防災メール登録の推進</li> </ul>	圏域（出雲市）	毎年継続実施	協議会全体
9	<b>水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所の共同点検</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市町・消防署・警察・消防団等と共同点検を実施</li> </ul>	圏域（出雲市）	平成 30 年度から実施	島根県 出雲市
10	<b>要配慮者利用施設の管理者等が策定する避難確保計画作成支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者向けの説明会を開催（平成 30 年 1 月～2 月）</li> <li>・避難確保計画作成の支援</li> <li>・施設管理者や職員に対して、防災メール登録の推進</li> </ul>	圏域（出雲市）	平成 28 年度から 継続実施	協議会全体

■ 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
11	<p><b>河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備状況を共有</li> <li>・河川改修、水門・排水施設の長寿命化について計画的に実施</li> <li>・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について優先箇所を定めて順次実施</li> </ul>	圏域（出雲市）	平成 28 年度から 継続実施	島根県 出雲市
12	<p><b>排水施設、排水資機材等の情報を共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報を共有</li> </ul>	圏域（出雲市）	毎年継続実施	中国地整 島根県 出雲市



## 5. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととします。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行います。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととします。